

「サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則」の一部改正について

〔令和 7 年 7 月 1 日  
サイバーセキュリティ戦略本部決定〕

サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則（平成 27 年 2 月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次のように改正する。

「サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則」新旧対照表

○サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則（平成 27 年 2 月 10 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）（抄）  
（下線部分は改定部分）

一部改定	現 行
サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則	サイバーセキュリティ戦略本部資料提供等規則
平成 27 年 2 月 10 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日一部改定 平成 31 年 4 月 1 日一部改定 令和 7 年 4 月 1 日一部改定 <u>令和 7 年 7 月 1 日一部改定</u>	平成 27 年 2 月 10 日 サイバーセキュリティ戦略本部決定 平成 28 年 10 月 12 日一部改定 平成 31 年 4 月 1 日一部改定 令和 7 年 4 月 1 日一部改定
サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号。以下「法」という。）第 32 条及び第 33 条の規定に基づき、並びに当該規定による事務を適切に遂行するため、当該事務等について、次のとおり定める。	サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号。以下「法」という。）第 32 条及び第 33 条の規定に基づき、並びに当該規定による事務を適切に遂行するため、当該事務等について、次のとおり定める。
（提供しなければならない資料等） 第 1 条 法第 32 条第 1 項の規定に基づき関係行政機関の長がサイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）に対して提供しなければなら	（提供しなければならない資料等） 第 1 条 法第 32 条第 1 項の規定に基づき関係行政機関の長がサイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）に対して提供しなければなら

い資料又は情報は、次に掲げる事項に関するものとする。

一 当該行政機関又は当該行政機関が所管する独立行政法人若しくは法第13条に規定する指定法人において発生したサイバーセキュリティに関する事象に関する事項のうち、サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）第1条に規定する特定重大事象に該当する事象に関する重要なもの、情報システムにおける情報セキュリティインシデントその他我が国のサイバーセキュリティの向上に資するもの

二 当該行政機関が所管する法第12条第2項第3号に規定する重要社会基盤事業者等において発生したサイバーセキュリティに関する事象に関する事項のうち、重要社会基盤事業者等のサービスの安定的かつ適切な提供に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事象に関する重要なものその他我が国のサイバーセキュリティの向上に資するもの

三 当該行政機関の委託先等において発生したサイバーセキュリティに関する事象のうち、政府機関が管理する情報であって、委託先等において政府機関から提供された要保護情報及び当該情報を推知し得る情報に係るインシデントであり、かつ、国家安全保障に関わる情報漏えいなど重大なインシデントであると当該行政機関の長が認めるもの

四 当該行政機関が事業を所管する事

い資料又は情報は、次に掲げる事項に関するものとする。

一 当該行政機関又は当該行政機関が所管する独立行政法人若しくは法第13条に規定する指定法人において発生したサイバーセキュリティに関する事象に関する事項のうち、サイバーセキュリティ戦略本部重大事象施策評価規則（平成27年2月10日サイバーセキュリティ戦略本部決定）第1条に規定する特定重大事象に該当する事象に関する重要なものその他我が国のサイバーセキュリティの向上に資するもの

二 当該行政機関が所管する法第12条第2項第3号に規定する重要社会基盤事業者等において発生したサイバーセキュリティに関する事象に関する事項のうち、重要社会基盤事業者等のサービスの安定的かつ適切な提供に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事象に関する重要なものその他我が国のサイバーセキュリティの向上に資するもの

(新設)

(新設)

業者等において発生したサイバーセキュリティに関する事象のうち、国民生活又は社会経済に重大な影響を与え、若しくは与えるおそれがあるものとして国家サイバー統括室が求めるもの

五 前四号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する事項であって、本部の所掌事務の遂行に資すると当該行政機関の長が認めるもの

2 前項各号に掲げる事項の詳細その他法第 32 条第 1 項の規定の実施に必要な細目的事項については、国家サイバー統括室が関係行政機関に通知するものとする。

(特殊法人等の指定)

第 2 条 法第 33 条第 1 項の本部が指定する特殊法人及び認可法人は、法第 13 条にそれぞれ規定する特殊法人及び認可法人とする。

(関係事務の処理等)

第 3 条 法第 32 条及び第 33 条の規定による事務は、国家サイバー統括室に行わせるものとする。

2 法第 32 条又は第 33 条の規定により提供された資料、情報等に基づき法第 28 条第 3 項の規定による勧告を行う場合において、当該勧告及び同条第 4 項の規定による報告の求めに関する事務は、国家サイバー統括室に行わせるものとする。

(削除)

三 二に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する事項であって、本部の所掌事務の遂行に資すると当該行政機関の長が認めるもの

2 前項各号に掲げる事項の詳細その他法第 32 条第 1 項の規定の実施に必要な細目的事項については、内閣サイバーセキュリティセンターが関係行政機関に通知するものとする。

(特殊法人等の指定)

第 2 条 法第 33 条第 1 項の本部が指定する特殊法人及び認可法人は、別表のとおりとする。

(関係事務の処理等)

第 3 条 法第 32 条及び第 33 条の規定による事務は、内閣サイバーセキュリティセンターに行わせるものとする。

2 法第 32 条又は第 33 条の規定により提供された資料、情報等に基づき法第 28 条第 3 項の規定による勧告を行う場合において、当該勧告及び同条第 4 項の規定による報告の求めに関する事務は、内閣サイバーセキュリティセンターに行わせるものとする。

別表

沖縄振興開発金融公庫

	沖縄科学技術大学院大学学園
	(略)
	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
	国立健康危機管理研究機構